

# 個人市県民税

## —平成27年度から実施される主な改正点—

税制改正による、市県民税の改正点をお知らせします。 《問合せ》 税務課市民税係 ☎21-9045



住宅借入金等特別控除は、居住年の適用期限が4年間延長され、平成29年12月31日までにあります。また、平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が拡充されます。所得税は平成26年分から、市県民税は平成27年度から適用されます。

1 住宅借入金等特別控除の適用期限が延長され、控除限度額が拡充されます(居住年 平成26～29年)

区分	所得税				市県民税の控除限度額		
	居住年	住宅区分	借入限度額	各年の控除限度額		最大控除額	
現行	平成25年1～12月	一般の住宅	2,000万円	20万円	200万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円) ●控除限度額の内訳 市民税58,500円(課税総所得金額等の3%相当額) 県民税39,000円(課税総所得金額等の2%相当額)	
		認定住宅	3,000万円	30万円	300万円		
延長・拡充	平成26年1～3月	一般の住宅	2,000万円	20万円	200万円		所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円) ●控除限度額の内訳 市民税81,900円(課税総所得金額等の4.2%相当額) 県民税54,600円(課税総所得金額等の2.8%相当額)
		認定住宅	3,000万円	30万円	300万円		
	平成26年4月～29年12月	一般の住宅	4,000万円	40万円	400万円		
		認定住宅	5,000万円	50万円	500万円		

※市県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、限度額の範囲で控除を受けることができます。

※認定住宅とは、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいいます。

### ●確定申告に適用される税率

#### 上場株式等の配当等に係る税率

区分	平成21～25年分		平成26年分以降	
	申告分離課税	合計	10%	20%
内訳		所得税 7% 市県民税 3% (市民税1.8%、県民税1.2%)	所得税 15% 市県民税 5% (市民税3%、県民税2%)	
総合課税	所得税	累進課税 所得税5～40%(平成27年分から最高税率は45%となります)		
	市県民税	比例税率 10.1%(市民税6.1%、県民税4%)		

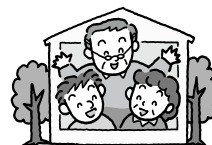
#### 上場株式等の譲渡所得に係る税率

区分	平成21～25年分		平成26年分以降	
	申告分離課税	合計	10%	20%
内訳		所得税 7% 市県民税 3% (市民税1.8%、県民税1.2%)	所得税 15% 市県民税 5% (市民税3%、県民税2%)	

※所得税では、平成25年分から2.1%の復興特別所得税が創設されました。確定申告では、基準所得税に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告納付することとなります。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%の軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日に廃止されました。平成26年1月1日以降は、本則税率の20%が適用されています。

本則税率の20%が適用されるのは、所得税は平成26年分から、市県民税は平成27年度からです。



2 上場株式等の配当・譲渡所得等の軽減税率が廃止されます

●市県民税配当割・株式等譲渡所得割額の

控除額の変更

上場株式の配当・譲渡所得(源泉徴収選択特定期)は、所得税と併せて市県民税が源泉(特別)徴収されています。このため、確定申告は不要ですが、納税者の選択で確定申告をした場合、翌年度の市県民税所得割から徴収された配当割・株式等譲渡所得割を税額控除します。



この税額控除額は、平成25年分の確定申告(市県民税適用課税年度は平成26年度)までは軽減税率の3%で徴収さ

れていましたが、平成26年分の確定申告(同平成27年度)からは本則税率の5%で徴収されます。

確定申告をした場合の配当割・株式等譲渡所得割控除額

	平成25年分まで	平成26年分以降
市県民税適用課税年度	平成26年度まで	平成27年度以降
税額控除額	軽減税率 3%	本則税率 5%

※税額控除の割合は、市民税5分の3、県民税5分の2

●確定申告が不要な上場株式等の配当・源泉徴収選択口座の上場株式の譲渡所得を確定申告する場合の注意事項

- ・配偶者控除や扶養控除などの判定上、合計所得金額に算入されます。これにより、扶養控除が受けられなくなる場合があります。
  - ・介護保険料や国民健康保険税に影響が出る場合があります。
  - ・後期高齢者医療制度の窓口負担の割合に影響が出る場合があります。
- ※詳しくは各担当課に確認してください。

少額投資非課税制度(NISA)が導入されます。

年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことで生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となります(平成26年1月1日〜平成35年12月31日)。この非課税措置を受けるに



は、金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○国税庁ホームページ

www.nta.go.jp



平成27年度  
竹野南、八代、清滝  
放課後児童クラブ入所者募集

保護者の就労等で、放課後留守家庭となる児童の健全な育成と安心して働き続けられる環境づくりのため、放課後児童クラブを開設しています。

平成27年度、竹野南、八代および清滝放課後児童クラブを開設しますので、利用者を募集します。



名称	開設予定場所
竹野南放課後児童クラブ	竹野南小学校内
八代放課後児童クラブ	八代小学校内
清滝放課後児童クラブ	清滝幼稚園内

※利用希望児童数の関係で開設できない場合があります。

※土曜日、夏休み等の学校休業日は、保護者の送迎が必要です。

- ◆**申込期間** 1月13日(火)~23日(金)  
※土・日曜日は除く
- ◆**対象** 小学校に就学する放課後留守家庭児童
- ◆**利用時間** 小学校の下校時~午後6時30分
- 《**申込み**》 こども育成課 ☎29-0053  
または各支所
- 《**問合せ**》 こども育成課

放課後児童クラブ補助員募集

- ◇**勤務期間** 平成27年4月~28年3月の週3~5日程度
- ◇**勤務時間**  
・平日：午後2時~6時30分の間の3時間程度  
・土曜日・夏休み：午前8時~午後6時30分の間の5時間程度
- ※社会保険などには加入しません。
- ◇**賃金** 時給890円(保育士などの資格あり)、800円(資格なし)
- ◇**申込方法** 市販の履歴書に記入の上、資格のある方はその写しを添えて提出
- ◇**申込期限** 2月20日(金)
- 《**申込み・問合せ**》 こども育成課 ☎29-0053